行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	保健•疾病対策課	整理番号	4–1
許認可等の種類	精神障害者保健福祉手帳の交付				
根拠法令条例 等·条項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条				
許認可等の概要	精神障害者保健福祉手帳の交付				
審査基準(未設定の場合はその理由)	未設定(法令の規定において言い尽くされているため) [参考] ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について(平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知) ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について(平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知)				
基準の制定根拠			_		
標準処理期間(未設定の場合はその理由)	未設定(精神保健福祉センターにおける判定会は、月2回となっているため、市町村の受付年月日によっては、約2週間の差異が生じるため。また、年金証書による申請は、障害年金の等級の照会に対する回答に3週間以上の期間を要するため、診断書による申請との差異が生ずるため。)				
期間の制定根拠			_		